



夏の事故にご注意!! .....	p 1
こんな手口にご用心! .....	p 2
H28年度相談概要 .....	p 3
ガスの小売全面自由化が始まりました! .....	p 4



編集・発行 板橋区消費者センター



# カセットボンベ破裂による事故に気を付けましょう!

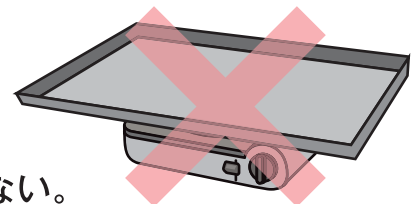
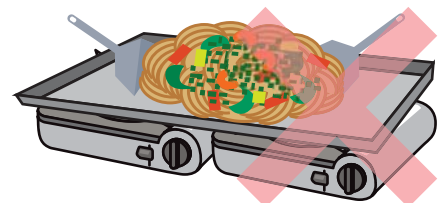


海や川、山などアウトドアでのレジャーを楽しむ機会が増える6～9月に、アウトドア関連のレジャー用製品の事故が集中しています。

製品の取扱いを誤ると重傷事故に至る場合があります。製品の正しい取扱方法を確認しましょう。

## 事例 カセットコンロを2台並べ、鉄板を乗せて使用した。

カセットコンロ2台の上に大きな鉄板を置き、焼きそばを調理していたところ、カセットボンベが過熱され爆発した。



### 事故を防止するためには

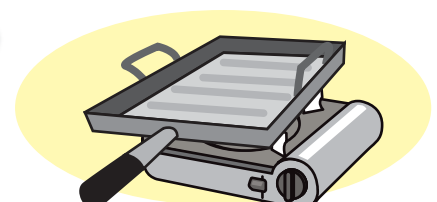
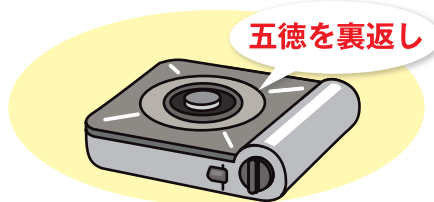
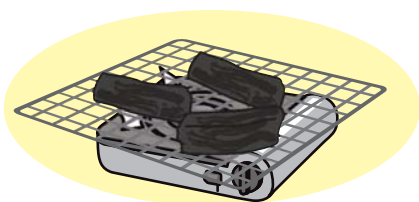
- カセットコンロを覆うような大きな調理器具は使用しない。
  - カセットコンロを2台以上並べて使用しない。
- 熱がこもりやすくなり、カセットボンベが過熱され、爆発などのおそれがある。

【注意】以下の状況でも、カセットボンベが過熱される場合があります。

調理以外の用途(木炭や練炭の火おこしなど)で使用する

カセットコンロの五徳を台座ごとひっくり返して使用する

石綿やセラミック付きの魚焼き器を使用する



上記のように使用すると、カセットボンベが破裂する危険があります。大変危険ですので誤った使用はしないでください。



# こんな手口にご用心！

消費者センターには、悪質商法に関する相談が多く寄せられています。  
相談の多い悪質商法の手口をお知らせしますので、被害にあわないように気をつけましょう。



## 契約した覚えはないのに請求がきて支払わせる手口

不当請求

架空請求

### 「登録完了。料金は〇万円です。」

スマートフォンやパソコン等でアダルトサイトにアクセス。クリックをしたら、いきなり「登録ありがとうございます」「料金〇万円」と、不当に高額な料金請求画面が表示された。

### 「利用料金が未納です。連絡がなければ法的措置を取ります。」

突然メールでこんな請求がきたら要注意。法的措置などとおどかして、あわてて連絡をとらせようとする。「人違いではないか？」と連絡すると、業者はなにかと理由をつけて支払いを要求してきます。



## 身に覚えのない請求には、すぐに応じないようにしましょう！

「連絡するように」との文句にあわてて自分から連絡してしまうと、自分の個人情報を教えてしまうこととなります。無視をすることが大切です。また、このような不当請求を解決するという名目で費用を請求する業者も出てきています。身に覚えのない請求をされたら、あわてずにまず消費者センターにご相談ください。



## お得な話で、契約を誘う手口

無料商法

利殖商法

### 「無料なのでお試しになりませんか？」

「無料サービス」「無料体験」など「無料」であることを強調して勧誘し、結果的に高額な商品やサービスを契約してしまう場合もあります。（化粧品、エステティックサービスなど）

### 「必ずもうかります！」「絶対に損はしません！」

「値上がり確実」「前の損害を取り戻してあげる」などと言って、投資や出資を勧誘します。  
（仮想通貨、海外事業投資、公社債が絡む話など）



## ウマイ話は慎重に！

家族や周りの人の意見を聞いて慎重に対応しましょう。不要だと思ったらしつこく勧誘されても「いらない」「買わない」ときっぱり断りましょう。

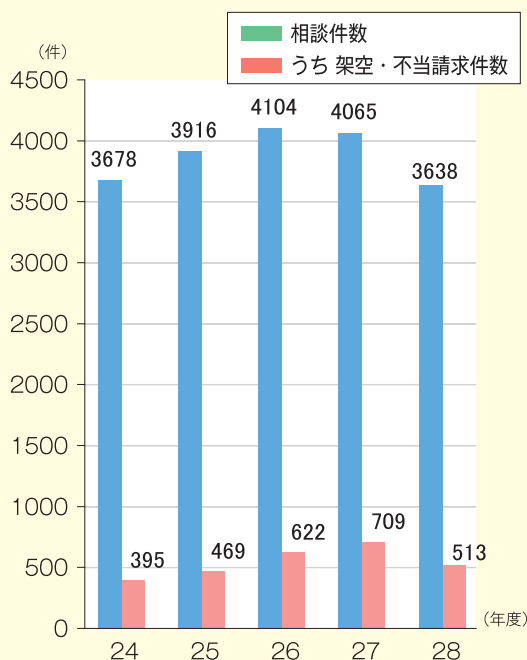
※下記のサイトでも、悪質商法の事例や、対策についての情報をご覧になれます。

東京くらしWEB

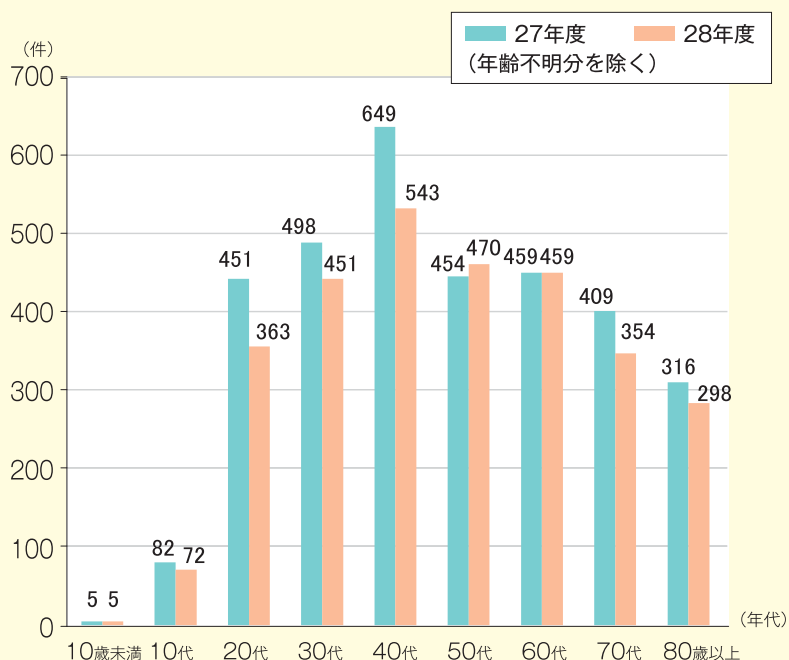
([www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp))

# 平成28年度板橋区消費生活相談の状況

## 相談件数の推移



## 年代別相談件数



## 相談の多かった商品・サービス(上位5位)

順位	商品・サービス	件数
1	デジタルコンテンツ ※1	577
2	不動産貸借	204
3	商品一般 ※2	141
4	インターネット接続回線	100
5	フリーローン・サラ金	91

※1 デジタルコンテンツ：携帯電話・パソコン等からインターネットを通じて得られる情報

※2 商品一般：商品を特定できない相談

## 平成28年度の相談概要

- ◆相談件数は3,638件、そのうち「架空・不当請求」は513件でした。27年度と比べ、件数全体は約11%の減、架空・不当請求は約28%の減となっています。架空・不当請求に関して寄せられた相談では、携帯電話やスマートフォンに送られてくる架空請求メールやインターネットで検索中にアダルトサイトの画面になり、クリックしたら登録料を請求されたという相談が多くを占めています。
- ◆件数全体の減少に伴い、多くの年代で減少傾向ですが、50代は微増、60代は増減なしと件数全体に占める割合が増えています。インターネット回線契約などの通信関連での相談が増えている傾向にあります。
- ◆商品・サービス別では70歳代までの各年代で1位が架空・不当請求を含む「デジタルコンテンツ」の相談でした。80歳代以上では、自宅リフォームなどの「工事・建築」に関する相談が最も多く寄せられました。

## 高齢者を消費者トラブルから守るために

板橋区消費者センターでは、区関連部署のほか、警察、おとしより相談センター（地域包括支援センター）、民生委員、介護事業に従事されている方などにもご協力をお願いし、高齢者の消費者被害の防止に努めています。高齢者は日中、家にいることが多いため訪問販売や電話による勧誘を受けることが多く、他の年代に比べて契約トラブルに遭いやすく契約金額が高くなる傾向にあります。

また、加齢による判断力、記憶力の低下に乗じた勧誘も見受けられるため、周囲の見守りや気付きが大切です。

- 見慣れない工事業業者や訪問販売の業者が高齢者世帯に出入りしている
- 新しいものや見慣れない商品が増えている（健康食品、布団、浄水器など）
- 代金の支払いに困っている

このような方を見かけましたら、まずは消費者センターへご相談ください。

# ガスの小売全面自由化が始まりました！

平成29年4月1日からガスの小売全面自由化が始まり、消費者がガス会社や料金メニューを選択できるようになりました。しかし、一方で以下のような相談が寄せられています。



**相談事例 1** 「ガスは選べる時代になった」と来訪した事業者に見せたいと欲しかった。契約することになり契約書面を受け取ったが、よく分からないので不安になった。元の契約に戻したい。

**相談事例 2** あるガス会社から契約の切替えを勧める電話があった。電話ではよく分からないのでパンフレットを送って欲しいと伝えたら、いきなり契約書が送られてきて驚いた。契約した覚えはない。

## 消費者へのアドバイス

- 契約申し込みは慎重に調べてから行うようにしましょう。
- 契約切替えが必要ない場合は、はっきり断りましょう。
- 訪問販売、電話勧誘販売で契約した場合、法定事項が記載された契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、クーリング・オフにより違約金を請求されることなく契約解除ができます。
- 申し込んでいないのに契約手続きが進んでいることが判明した場合は、直ちに事業者へ解約などの申し入れをしましょう。

(板橋区消費生活相談員)

## 広告



### こんな仕事をお待ちしています

- ◎植木・除草 ◎襖・クロス
- ◎大工・塗装◎毛筆あて名書き
- ◎マンション・事務所等清掃
- ◎家事・育児援助サービス
- ◎洋服のお直し・オーダー 他

◆ お気軽にお問合わせください。

公益社団法人

板橋区 シルバー人材センター

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6

板橋区情報処理センター2階

☎ 3964-0871

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

## 板橋区消費者センター

tel : 03-3962-3511 (相談専用)

〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

土・日・祝日はこちらへ

## 消費者ホットライン

いやや!

tel : (局番なし) 188

以下の窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(直通あり 03-3235-1155)

土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。  
一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

## 板橋区消費者センター

tel : 03-3579-2266

〒173-0004

板橋区板橋2-65-6

板橋区情報処理センター7階

Fax : 03-3962-3955

ホームページ

<http://www.city.itabashi.tokyo.jp>

記事に関するご意見ご要望をお聞かせください。

